

- このような観点から、今後策定する「広島県がん対策推進計画」において、本県がん医療の提供体制について、広島二次医療圏4拠点病院による中核拠点機能を背景とした「広島県がん医療提供ネットワーク」の構築を目指している。

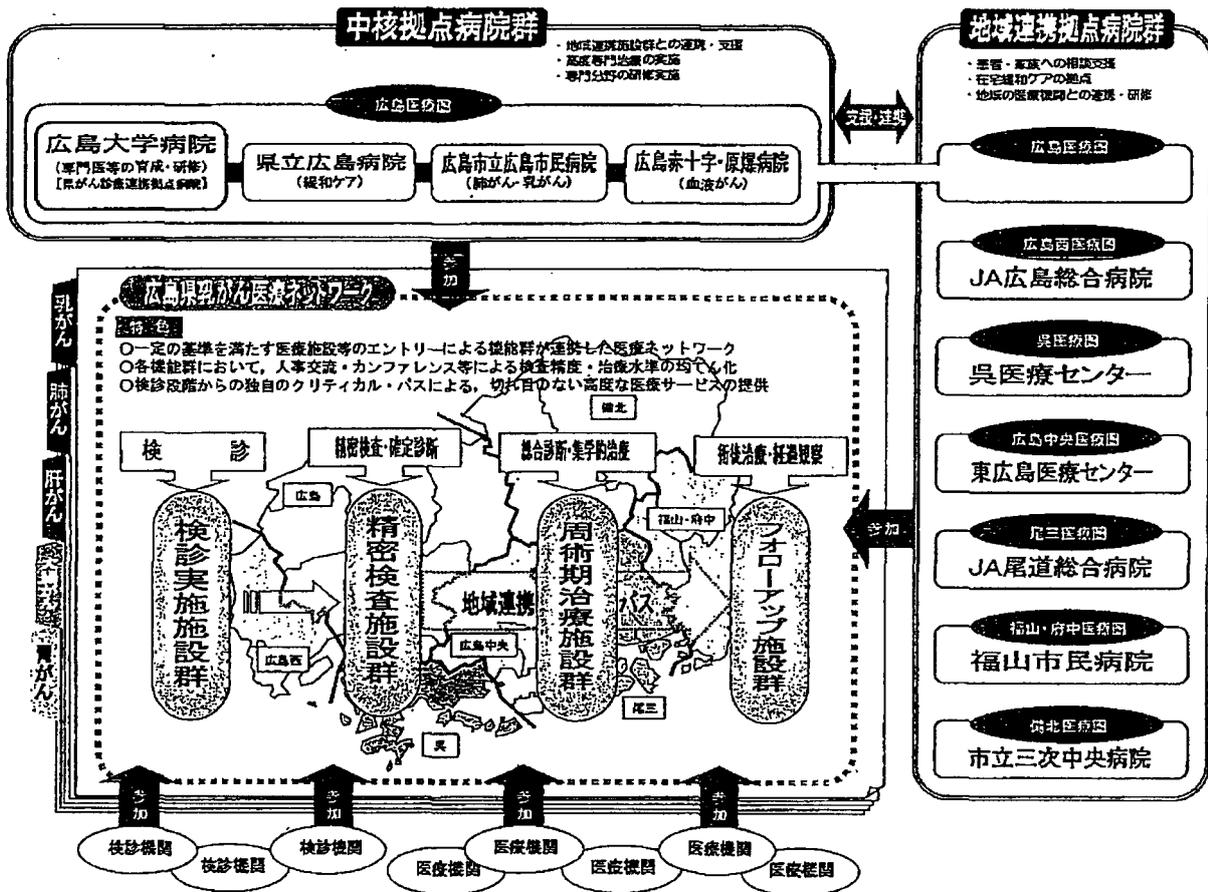
## 2. 広島二次医療圏4拠点病院による“中核機能”で実現した広島県がん対策推進効果

広島二次医療圏における4拠点病院の指定は、広島県がん対策推進計画にも今後記載される見込みの4つの重点事項、(1)がん医療ネットワークの構築、(2)相談支援体制、(3)がん登録の推進、(4)緩和ケアの推進について、広島県全体の対策推進に大きく貢献している。

### (1) がん医療ネットワークの構築

- 広島県では、5大がん(乳がん、肺がん、肝がん、大腸がん、胃がん)について、検診、精密診断、周術期、フォローアップ期の医療を担う各医療機関によるネットワーク(「広島県がん医療ネットワーク」仮称)の構築を目指している。
- このネットワークの参加医療機関の機能水準の設計に当たっては、がんの種別ごとに検診率を50%に引き上げた場合の対象者数や、それに対応していくために必要なマンパワー及び施設数等も推計し、必要な機能、施設数に不足が見込まれる場合の対応等も含めて検討していくこととし、求められるべき必要十分な機能を担保した検査・医療施設群を確保することとしている。
- ネットワークの構築により、地域連携クリティカルパス等による施設間相互の連携体制を推進するとともに、今後懸念される外科医等専門医不足も視野に必要な医療の提供を全県体制で確保しつつ、がん医療の均てん化実現を図るものである。
- この中で、拠点病院は、各圏域の周術期を中心とした医療機能を担うとともに、がん患者・家族に対する相談支援、地域の医療機関に対する研修や在宅緩和ケアの拠点等として、地域の医療ネットワークをサポートする役割を担っていく。
- 特に、広島二次医療圏の4病院(広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院)は、拠点病院の中で中核的な機能を果たす、「中核拠点病院群」として、圏域内のみならず県全体を対象とした高度専門治療の提供や人材養成等において、県内全体の医療機関を支援していく役割を有している。
- 今年度は、乳がんをモデルとした取組みに着手しており、「検査」、「精密検査(診断)」、「周術期(治療)」、「フォローアップ」の4つの機能に応じた施設群に区分し、それぞれの施設群ごとの基準を満たす医療機関が参加するシステムを整備することとしており、今後、他の5大がんについて整備をすることとしている。

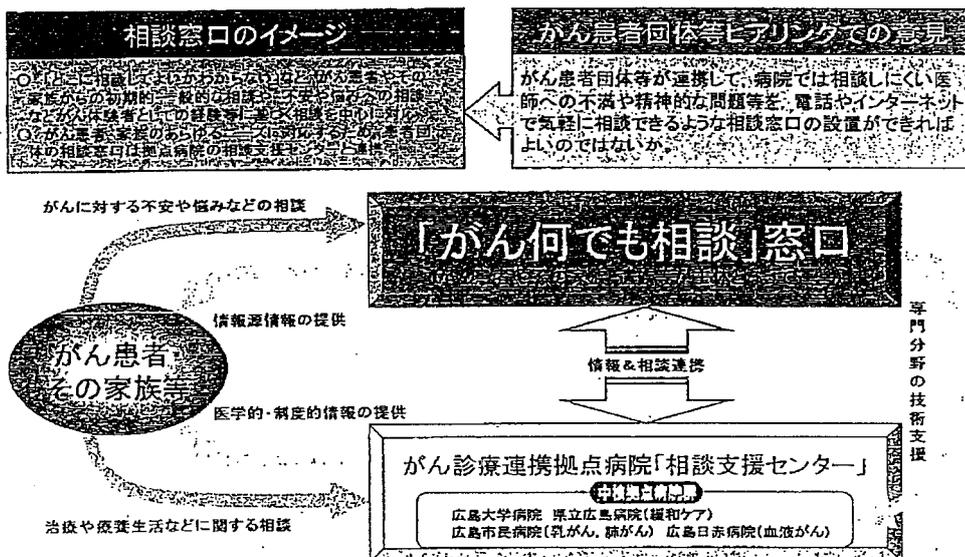
# 広島県の「がん医療ネットワーク」のイメージ



## (2) 相談支援体制

- 「広島県がん対策推進計画」の策定に当たって実施したがん患者団体等のヒアリングにおいて、「がん患者団体等が連携して、病院では相談しにくい医師への不満や精神的な問題等を、電話やインターネットで気軽に相談できるような相談窓口の設置ができればよい」との意見が多く出された。
- このため計画では、がん患者や家族等が抱える不安や悩みに対し、がん経験者が主体となって、同じ不安や悩みを共有しながら助言や相談に応じる窓口として、「(仮称)がん何でも相談」を設置することとしている。  
 この中で、専門的な医療相談やがん医療に関する情報提供については、中核拠点病院群である「広島大学病院」、「県立広島病院」、「広島市立広島市民病院」、「広島赤十字・原爆病院」の支援が不可欠である。
- 一方、治療や療養生活に関する相談や地域の医療機関の情報等については、拠点病院に設置されている「相談支援センター」が対応する。

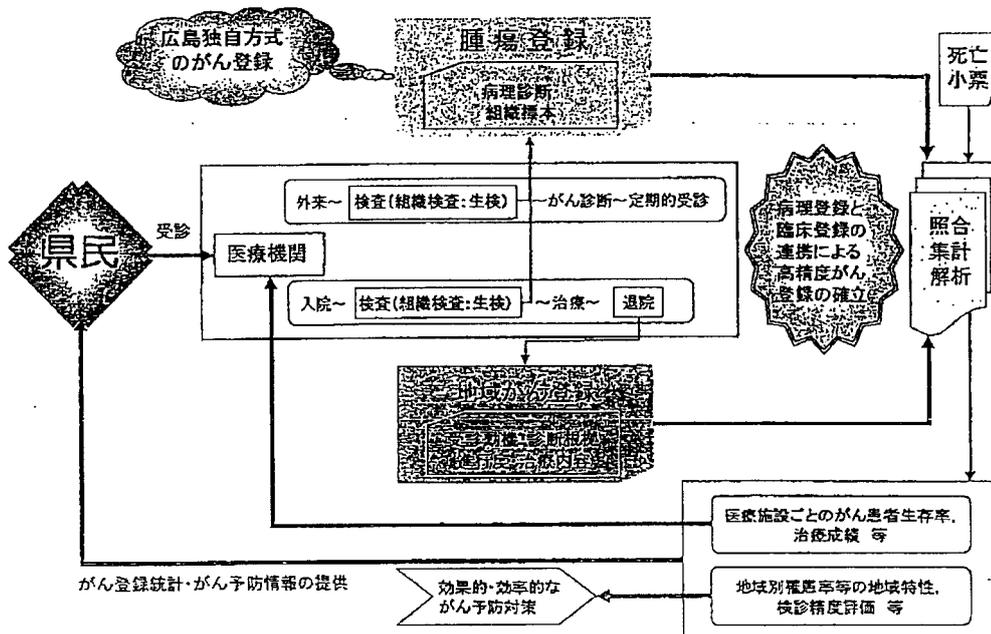
## がん患者が主体的に関わる相談窓口のイメージ



### (3) がん登録の推進

- 広島県では、高精度の地域がん登録システムとして、「地域がん登録」に「腫瘍登録（病理組織登録）」の情報を補完する独自の地域がん登録方式を推進している。今後、地域的に偏在している登録協力医療機関を全県に拡大し、さらに精度の高いシステムとして完成させていくことを目指している。
- この中で、広島圏域の4病院は、既に標準登録様式に基づく「院内がん登録」、「地域がん登録」、「腫瘍登録」の実施体制を外来も含め整備しており、平成18年度地域がん登録医療機関届出総件数の38.1%、平成18年度組織腫瘍登録総受付数の26.5%を占めるなど「地域がん登録」及び「腫瘍登録」の中心的な役割を担っている。
- 今後、4病院をモデルとして、県内の医療機関に対して広島方式の「がん登録」を普及させることとしている。

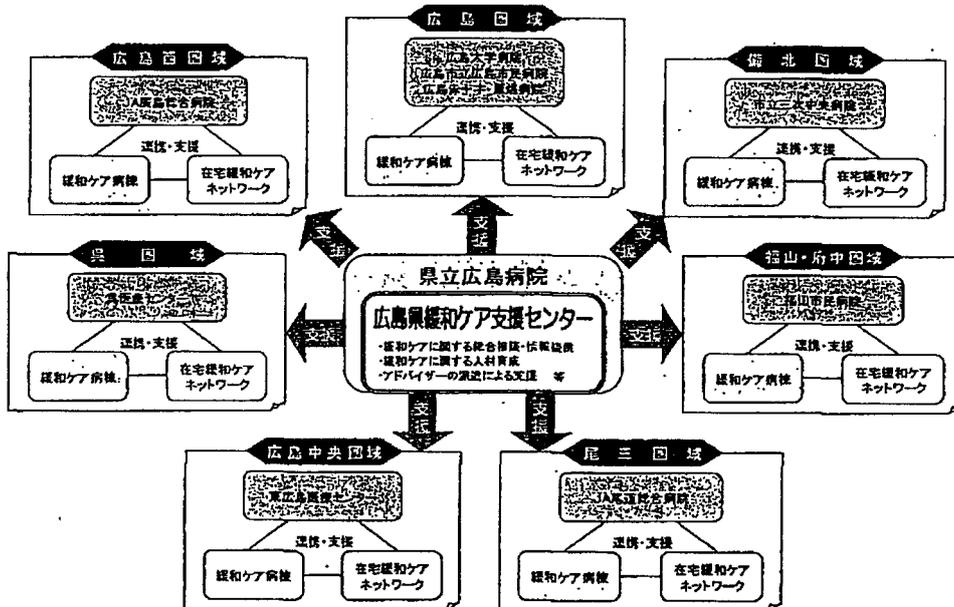
### 広島県のがん登録システム



(4) 緩和ケアの推進

- 緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供していくためには、がん診療に携わる全ての医師、看護師等が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を習得する必要がある、「広島県緩和ケア支援センター」が中心となり、厚生労働科学研究事業において策定される「緩和ケア研修モデルプログラム」に基づき、拠点病院と連携し、緩和ケアに関する研修の実施など、地域緩和ケアの推進体制を整備する。
- 広島県においては、平成16年9月に、県内の緩和ケアを推進する中核的な拠点として県立広島病院に「広島県緩和ケア支援センター」を設置し、緩和ケア病棟を運営するとともに、緩和ケアに関する情報提供、総合相談、専門研修、地域連携の事業を通じ、がん患者や家族が住み慣れた身近な地域において、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが安心して利用できる全県的な体制の構築を積極的に支援している。
- このような全県的な緩和ケアの活動を県立広島病院が担えるのは、広島圏域の4病院が役割分担を行っているからである。

緩和ケアの推進体制のイメージ



II 各圏域・拠点病院の状況

1 広島二次医療圏の状況

(1) 広島大学病院

① 人材育成機能の強化

県がん診療連携拠点病院として指定されている「広島大学病院」は、県内の地域がん診療連携拠点病院を対象とした人材育成の強化を図っている。

- 医師に対する専門的ながん治療の研修を実施するとともに、「がん医療相談員」の意見交換会を定期的開催し、相談事例の紹介や情報交換などを実施
- 最新の知識と技術を習得し、高い水準で実践できる看護師の育成を図るため、

平成19年9月から、認定看護師教育部門（緩和ケア）を開設

- 「がんプロフェッショナル養成プラン」により、年間10人程度のがん専門医や、数名程度の専門薬剤師・看護師の養成を計画

## ② 専門医療機能の強化

県内には、本年4月現在で20名の放射線腫瘍学会認定医が配置（人口10万人当たり全国3位）されているが、「広島大学病院」では、放射線治療医の養成に力を入れるとともに、放射線治療部門の設置や放射線治療装置の更新など、放射線治療の一層の強化を図ることとしている。

また、化学療法については、人材が不足している状況から、がん薬物療法専門医、がん専門薬剤師、薬物療法認定看護師の育成を計画している。

## (2) 県立広島病院

「緩和ケア科」と「緩和ケア支援室」を有する「緩和ケア支援センター」を設置し、平成18年度（カッコ内は17年度）において

- 緩和ケア外来延患者846名、入院延患者5,727名
- 患者・家族、医療関係者に対する情報発信
- 医師・看護師・福祉関係者に対する専門研修
  - ・ 医師研修…修了者26名（26名）
  - ・ ナース育成研修…修了者331名（209名）
  - ・ ナース専門研修（実践研修含む）…修了者21名（17名）
  - ・ ナースフォローアップ研修…修了者30名（26名）
  - ・ 福祉関係者研修…修了者32名（33名）
- 緩和ケアに関する総合相談（電話相談・個別面談）
- 各医療圏において緩和ケアを推進する医療機関・福祉関係者等に対するアドバイザー派遣（各圏域で緩和ケア推進チームの設置・運営、症例検討会等実施）
- デイホスピス事業（音楽療法、リンパマッサージ等含む。）

などを実施するとともに、本年度から拠点病院を対象とした緩和ケアに関する意見交換会を開催し、全県的な緩和ケアの推進を支援する取組みを開始している。

## (3) 広島市立広島市民病院

肺がん、乳がん等の外科手術の分野で実績があり、平成18年（カッコ内は17年）において

- 肺がん外科手術件数…377件（236件）
- 乳がん外科手術件数…275件（234件）
- 胃がん外科手術件数…269件（154件）

などで多くの手術を実施し、本県の外科手術分野における、がん医療水準の向上に努めている。更に情報提供分野では、がん患者向けのHPを開設するとともに、現在増改築中の外来棟1階プロムナードにがん患者情報サロンを設置する予定であり、がん患者・家族への情報提供において他の拠点病院のモデルとして指導的な役割を担っている。

#### (4) 広島赤十字・原爆病院

血液がん分野において、全県対象の活動を行っており、平成18年度（カッコ内は17年度）において

- 血液内科の入院実数…1,375名（1,392件）
- 血液内科の外来抗がん剤治療件数…4,175件（4,124件）
- 骨髄移植実績…48件（59件）

など実施し、19年5月には、血液がんを中心とした外来化学療法を行うための「血液・腫瘍治療センター」を設置し、他の拠点病院からの紹介を含め全県から患者の受け入れを行っている。

## 2 他の二次医療圏の状況

広島二次保健医療圏を除く6医療圏については、各圏域に1か所の拠点病院が指定されており、がん患者・家族が身近な地域で相談支援・情報提供や在宅緩和ケアのサービスが受けられるよう、特に、地域拠点としての機能を強化することとしている。

### (1) 相談支援体制の強化

全ての拠点病院に「相談支援センター」が設置され、全ての拠点病院の相談員が国立がんセンターの研修会に参加するとともに、県内で研修会を実施するなど相談機能の充実に努めている。

### (2) 地域緩和ケアの推進

拠点病院を各地域における緩和ケア推進の拠点として位置付け、かかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護保険事業所、薬局等との連携による、身近な地域で希望に応じた緩和ケアが受けられる体制づくりを進めている。

具体的には、在宅療養への支援を行うため、本年度、これらの拠点病院に「在宅緩和ケアコーディネーター」の配置や、「デイホスピス」等を設置する取組みを進めている。

今後も、県や県がん診療連携拠点病院を含む広島二次医療圏の4か所の中核拠点病院のリードにより、県内10か所の拠点病院が連携し、県全体としてがん医療水準の向上と均てん化を図っていくこととしている。

## 3 「広島県がん対策推進計画」においてがん診療連携拠点病院が整備する機能

今年度、県で策定する「広島県がん対策推進計画」の検討を行う中で、広島県のがん医療機能をさらに充実するため、拠点病院に次のような機能強化を求めることとしている。

### (1) 医療機能の確保及び医療連携

- 5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）全てに関する地域連

携クリティカルパスを整備する。(実施対応済拠点病院0/全拠点病院数10)

- 放射線腫瘍学会認定医やがん薬物療法専門医を配置する。(放射線腫瘍学会認定医：8/10，がん薬物療法専門医：3/10)
- がん分野の認定看護師等(がん看護専門看護師，緩和ケア認定看護師，がん化学療法看護認定看護師，がん性疼痛看護認定看護師，乳がん看護認定看護師)を複数配置する。(3/10)
- 各部門の専門医が一堂に集まり治療法を議論する組織(キャンサーボード)を設置する。(2/10)

(2) 情報提供及び相談支援

- 統一的な公開基準に基づく拠点病院の治療成績(5年生存率)を公表する。
- 国立がんセンターが実施する相談支援センター相談員の研修会を修了した相談員を配置する。

(3) がん登録について

- 200床以上の一般病床を有する医療機関の80%以上で国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録を実施するため，拠点病院が地域の医療機関を支援する。(対応済医療機関数13/対象医療機関数30)

(4) 緩和ケア

- 緩和ケア外来を設置し，退院後も継続して専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備する。(4/10)
- 緩和ケアチームに精神科医を配置し，身体症状だけでなく，精神症状の緩和ができる体制を整備する。(7/10)

今後，これらの具体化の可能性などについて，県がん診療連携拠点病院を中心に，拠点病院が連携して，主体的に検討していくこととしている。

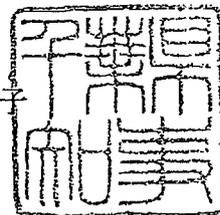




健支 第 5151 号  
平成19年10月31日

厚生労働大臣 榊添要一 様

千葉県知事 堂本暁子



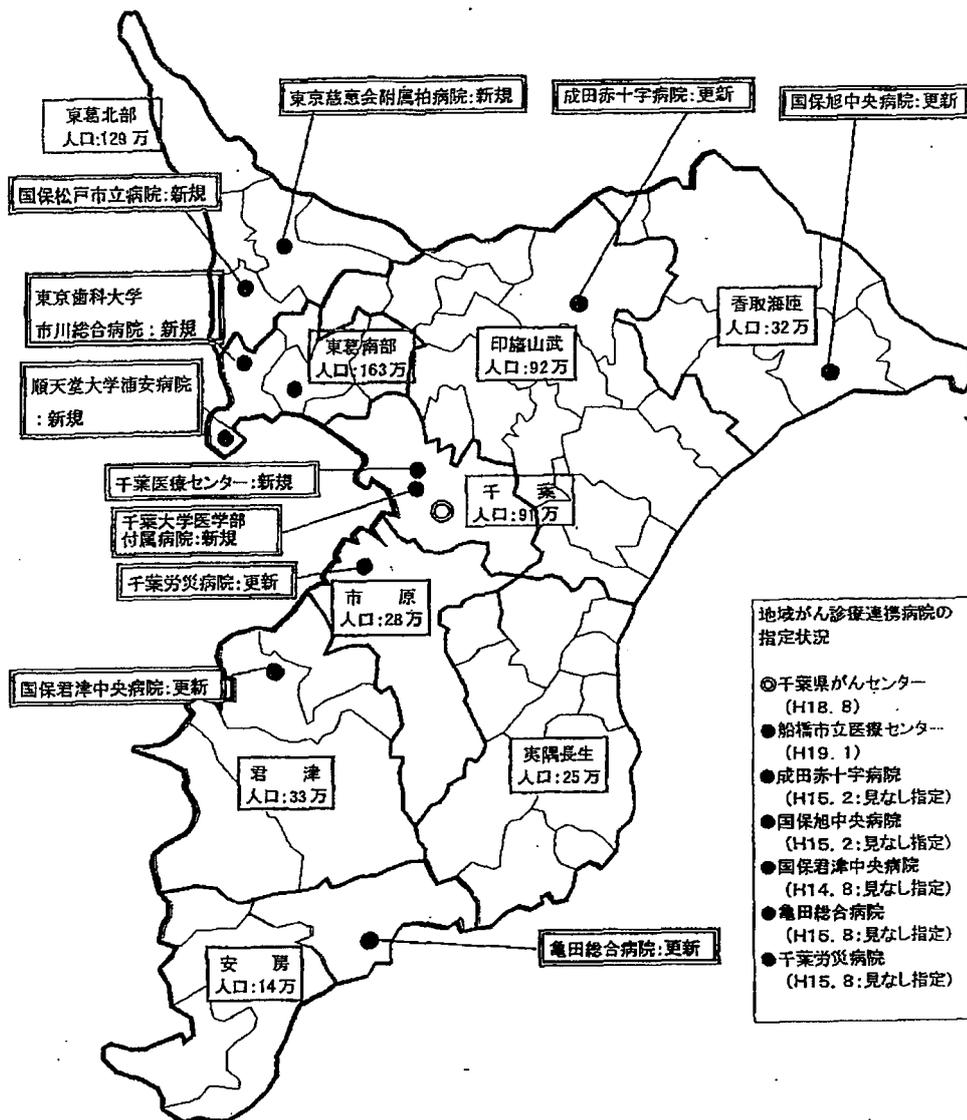
がん診療連携拠点病院の新規指定・指定更新に係る推薦について  
標記について、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成18年2月1日付  
健発第0201004号)に基づき、推薦意見書及び2次医療圏の概要並びに推薦書  
を添付の上、下記の医療機関を推薦します。

記

- |    |                             |                                 |
|----|-----------------------------|---------------------------------|
| 1  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(千葉保健医療圏)   | 千葉大学医学部附属病院<br>(新規指定)           |
| 2  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(千葉保健医療圏)   | 独立行政法人国立病院機構千葉医療センター<br>(新規指定)  |
| 3  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(東葛南部保健医療圏) | 東京歯科大学市川総合病院<br>(新規指定)          |
| 4  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(東葛南部保健医療圏) | 順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院<br>(新規指定)     |
| 5  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(東葛北部保健医療圏) | 東京慈恵会医科大学附属柏病院<br>(新規指定)        |
| 6  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(東葛北部保健医療圏) | 国保松戸市立病院<br>(新規指定)              |
| 7  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(印旛山武保健医療圏) | 成田赤十字病院<br>(指定更新)               |
| 8  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(香取海匝保健医療圏) | 総合病院国保旭中央病院<br>(指定更新)           |
| 9  | 地域がん診療連携拠点病院<br>(安房保健医療圏)   | 医療法人鉄蕉会亀田総合病院<br>(指定更新)         |
| 10 | 地域がん診療連携拠点病院<br>(君津保健医療圏)   | 国保直営総合病院君津中央病院<br>(指定更新)        |
| 11 | 地域がん診療連携拠点病院<br>(市原保健医療圏)   | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院<br>(指定更新) |

# 千葉県の二次保健医療圏とがん診療連携拠点病院の概要

## 1. 圏域図



## 2. 概要

(H19. 4/1現在)

医療圏名	面積 (Km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	人口総数	病院数	がん診療連携拠点病院		
						既指定病院数	今回指定病院数	計
千葉	272.08	917,521	15.0	3,372.2	46	1	2	3
東葛南部	253.84	1,636,938	26.8	6,448.7	64	1	2	3
東葛北部	358.24	1,296,623	21.2	3,619.4	56	0	2	2
印旛山武	1,119.47	925,665	15.1	826.9	34	1	0	1
香取海匝	716.55	324,308	5.3	452.6	22	1	0	1
夷隅長生	733.44	250,317	4.1	341.3	16	0	0	0
安房	576.89	146,282	2.4	253.6	16	1	0	1
君津	757.80	330,722	5.4	436.4	18	1	0	1
市原	368.20	285,285	4.7	774.8	14	1	0	1
計	5,156.51	6,113,661	100.0	1189.6	286	7	6	13

## がん診療連携拠点病院推薦書

千葉県

千葉県は、今後の10年間を視野に入れた場合、埼玉県に次いで全国2位のスピードで高齢化が進むと予測しています。

県下の悪性新生物（がん）による死亡者は、昭和57年以来死亡順位の第1位であり、平成18年のがん死亡者数は13,750人で全死亡の30.7%（全国は30.4%）を占めている中、がん対策は、県民の健康と生活の質（QOL）を守る上で、極めて重要な課題となっています。

がん死亡率を低下させ、患者のQOLを高めるためには、地域で安心・納得できる質の高いがん医療を受けることができる体制を構築することが必要であり、現在、関係機関・団体、患者・家族および県民の参加により策定に取り組んでいる「千葉県がん対策推進計画」においても、①がん医療の均てん化の促進、②在宅医療の推進、③がん相談支援及び情報提供を最重点施策として位置づけることとしています。

（別添参照）

また、現在、改定中の「千葉県保健医療計画」の中で、本県が目指す「循環型医療連携システム」構築におけるがん医療分野の中核的機関として、地域がん診療連携拠点病院を位置づけることとしています。

千葉県では、がん医療の均てん化や患者主体の医療を実現することにより、県民に質の高い医療を提供し、がん医療の発展に貢献することを目指しており、がん診療連携拠点病院の整備はそのための最も重要かつ有効な施策であると認識し、県として、早急に国の指針に基づく「地域がん診療連携拠点病院」を整備していきたいと考えております。

今回、本県における「地域がん診療連携拠点病院」を推薦するに当たっては、医師・学識経験者等で構成される千葉県がん対策審議会において協議し、県内各医療機関のこれまでのがん医療への取り組みを踏まえ、新たな千葉県がん診療体制の構築を図ることとしました。

本県が新たに構築する「千葉県がん診療体制」の特徴は以下のとおりです。

① 質の高いがん医療の提供と県民のアクセスの確保

全ての県民に質の高いがん医療へのアクセスを確保するため、二次医療圏を基本に、一定人口規模（概ね人口50万人程度）単位に地域がん診療連携拠点病院を整備するとともに、がん診療連携拠点病院間のネットワークを構築します。

また、国立の高度先進医療機関とも連携することにより、各がん診療連携拠点病院の一層の質の向上を図るとともに、各々がもつ高い専門性を共有することにより、がん医療の質の向上を図ります。

② がん医療の均てん化

がん医療における全県的な機能と二次医療圏における機能を持った複数の病院をがん診療連携拠点病院としてネットワーク化させることにより、がん医療の均てん化を図ります。

具体的には、全てのがん診療連携拠点病院において、化学療法に当たり、院内でのレジメン登録を行うとともに、がん診療連携拠点病院間のネットワーク化により治療内容を共有し、さらに他の医療機関にも普及することによりがん医療の均てん化を促進します。

また、がん診療連携拠点病院が協力して、がんに携わる専門医療従事者を育成するとともに、その連携を強化することにより、がん医療の均てん化を図ります。

③ 在宅医療の推進

地域がん診療連携拠点病院に外来化学療法等を充実させるとともに、全ての地域がん診療連携拠点病院において院内クリティカルパスを整備し、さらには、二次医療圏単位で地域連携クリティカルパスを整備します。

また、地域の在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等との連携を深め、患者の住み慣れた地域で療養生活を送れるよう在宅医療を推進します。

#### ④ 患者主体の医療の実現

患者間の交流の場の設置やがん体験者による相談を行う体制を整備するため、県においてがん体験者コーディネーターを養成し、がん診療連携拠点病院における相談業務を担当させるなど、先駆的な取り組みを行い、患者への精神的ケア（スピリチュアル・ケア）を充実させるとともに、患者が治療内容を選択できるように支援するなど患者主体の医療の実現を目指します。

さらに、地域がん診療連携拠点病院を中心に、医療機関の専門分野や医師その他の医療従事者の数や機器の設備状況などの医療機能情報が、患者の視点に立って適切に提供される体制を整備します。

#### ⑤ 緩和ケアの充実

がん患者のQOLの確保のため、全てのがん診療連携拠点病院に緩和ケア外来を整備するとともに、緩和ケアに関する専門的知識・技能をもつ医療従事者を育成し、在宅や施設の様々な場面において、適切な緩和ケアが受けることができる体制を整備します。

#### ⑥ オーダーメイドのがん治療

がん患者の中には、精神的疾患をはじめとする合併症をもつ者、緊急的対応が必要な者やがん治療による副反応が大きい者等、患者1人ひとりの状態やニーズにあった、きめ細かな医療の提供が必要です。

そのためにも、多くの人口を擁する二次医療圏では、複数の病院を地域がん診療連携拠点病院として整備し、心のケアを含む全人的な対応を行うオーダーメイドのがん治療を充実します。

また、がん患者の多様な医療ニーズに対応するため、救命救急センターや精神病棟を併設したがん診療連携拠点病院を確保します。

#### ⑦ 専門医療従事者の育成

千葉大学医学部等によるがんプロフェッショナル養成プランや千葉大学看護学部による専門・認定看護師養成等により、がん医療にかかわ

る専門医療従事者を養成し、がん診療連携拠点病院へ重点的に輩出するとともに、がん診療連携拠点病院間の連携協力により、人材の資質向上を図ります。

また、地域がん診療連携拠点病院は、地域のがん医療にかかわる人材の育成・支援を積極的に進めます。

#### ⑧ がん登録の促進による治療の評価及び科学的根拠に基づくがん対策の推進

地域がん診療連携拠点病院の院内がん登録のデータを標準化し、がん診療連携拠点病院間の情報ネットワークを構築することにより、県がん診療連携拠点病院である千葉県がんセンターにがん登録データを集約します。

このがん登録データを活用し、治療方法による成績の評価・公表を目指すとともに、これらデータに基づく科学的根拠による千葉県のがん対策の推進を図ります。

本県は、がん診療連携拠点病院を核に、5,000K㎡を超える広い県域に住む600万人の千葉県民に対し、個々の患者のニーズや状態に合った質の高いがん医療を提供するため、高い水準をもつがん診療医療機関の資源・特徴を活かし、「千葉県がん診療体制」の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この体制の構築は、わが国のがん医療推進のモデルとなるものと考えておりますので、特段のご配慮をお願いいたします。

## 1 千葉県がん診療体制について

- (1) 2次医療圏毎の地域特性や各病院の特徴を踏まえ、千葉県全体の、がん医療の均てん化を図ります。
- (2) 全県的な機能としては、平成 18 年度に指定を受けた県がん診療連携拠点病院である千葉県がんセンターと特定機能病院の千葉大学医学部附属病院が、地域がん診療連携拠点病院と連携し、難治がんや特殊ながんや小児がん等の治療を中心に行います。
- (3) 特に、千葉県がんセンターにおいては、がん治療を担う医師及び看護師等の研修を担い、千葉大学医学部附属病院においては、腫瘍センターを中心にした医療従事者の養成を行い、地域がん診療拠点病院へのがん診療にかかる専門医、専門・認定看護師、専門薬剤師などの輩出を行います。
- (4) 2次医療圏における地域がん診療連携拠点病院の機能は、医療圏内のみならず、がん診療連携協議会などの場を通じ、他医療圏とのネットワーク化を図り、肺、胃、肝、大腸、乳房などの日本に多いがんの治療を行います。
- (5) 都市部の医療圏（東葛北部医療圏、東葛南部医療圏、千葉医療圏）は、人口が多いことから、等しく県民のがん医療へのアクセスを確保するため、複数のがん診療連携拠点病院を整備します。  
また、九十九里（山武長生夷隅）医療圏（仮称）については、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たす医療機関がないことから、隣接の千葉医療圏の地域がん診療連携拠点病院がカバーします。
- (6) 特に複数の医療機関を地域がん診療連携拠点病院として設置する東葛南部及び東葛北部の地域がん診療連携拠点病院は、各々、全国的に見ても高い水準の専門性を保持しており、これらの施設が県内全ての地域がん診療連携拠点病院と連携を強化することにより、県全体のがん医療水準の向上を図ります。

## 2 地域がん診療連携拠点病院の推薦過程

### ○ 訪問などによる事前調査

地域がん診療連携拠点病院への指定意向のあった病院に対し、県職員が事前に訪問調査を行うとともに、詳細なヒアリングを行い、指定要件の確認を行いました。

### ○ 千葉県がん対策審議会における検討

医師・学識経験者等で構成される千葉県がん対策審議会において、国の指定要件に加え、県が独自に定めた指定要件に対する取り組みについても、指定意向病院のプレゼンテーションにより確認し、県としての推薦病院を決定しました。

## 3 県独自の指定要件

県内のがん診療連携拠点病院のさらなる機能強化を図るため、以下のとおり県独自の指定要件を定めています。

### (1) クリティカルパスの整備

- ・院内のクリティカルパスについては、指定後、遅くとも2年以内に整備すること。
- ・地域内のクリティカルパスについても、積極的に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院間の内容の標準化に努めること。

### (2) がん患者に対する相談

がん患者の相談支援にあたっては、患者間の交流の場の設置やがん体験者による相談を行うなどの体制を構築するよう努めること。

### (3) がん診療連携拠点病院間の連携

- ・都道府県がん診療連携拠点病院との連携強化に努めること。
- ・地域がん診療連携拠点病院間の相互連携に努めること。

### (4) がん対策推進事業への協力

県、市町村、関係団体等と協力し、がんの予防からターミナルケアに至るがん対策事業に貢献すること。

### (5) がん登録事業について

県が実施する院内がん登録のデータの収集・解析事業に協力すること。